

# 甲佐町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年2月

# 目 次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
II-1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
II-2	対策の基本的考え方	4
II-3	発生段階	5
II-4	組織体制	6
II-5	対策推進のための役割分担	9
II-6	予防接種について	11
III	各段階における対策	14
III-1	未発生期	15
1	実施体制	15
2	情報収集・共有	15
3	予防・まん延防止	16
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保	18
III-2	海外発生期	19
1	実施体制	19
2	情報収集・共有	20
3	予防・まん延防止	21
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保	22
III-3	県内未発生期	23
1	実施体制	23
2	情報収集・共有	23
3	予防・まん延防止	24
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保	26
III-4	県内発生早期	28
1	実施体制	28
2	情報収集・共有	29
3	予防・まん延防止	30
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保	31

Ⅲ－５	県内感染期	33
1	実施体制	33
2	情報収集・共有	34
3	予防・まん延防止	35
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保	37
Ⅲ－６	小康期	38
1	実施体制	38
2	情報収集・共有	38
3	予防・まん延防止	39
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保	40
【参考資料 1】	甲佐町新型インフルエンザ等対策本部条例	41
【参考資料 2】	甲佐町新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱	42
【参考資料 3】	用語解説	43

## I はじめに

### 【新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特別措置法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

### 【新型インフルエンザの概要】

新型インフルエンザは毎年流行している季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫（抵抗力）を持っていません。

このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的大流行（パンデミック）となります。20世紀はじめに流行し、世界で4千万人、日本でも40万人の方が死亡した通称「スペインかぜ」も新型インフルエンザでした。

平成21年（2009年）にメキシコで発生した豚由来の新型インフルエンザA（H1N1）は強毒性ではなかったものの、日本では発生から1年で約2千万人が罹患し、本県でも約34万人の患者が発生しました。

### 【発生前からの対策が重要】

このような新型インフルエンザの発生を阻止することや、発生の時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難です。また、発生すると短時間でパンデミックを引き起こすことを考えると、発生前から地域での感染（まん延）を想定した具体的な対策を進めておくことが重要です。このことは、予め対策を検討しておくことで諸外国と比較して健康被害が低い水準にとどまった前回（平成21年）の日本における新型インフルエンザ対策が物語っています。

### 【町の計画を見直しました】

甲佐町新型インフルエンザ対策行動計画は、平成20年に策定しておりますが、今回の見直しは、特別措置法第8条の規定に基づくものです。特別措置法では、新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象としているため、名称に「等」を加え、「甲佐町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」としました。町行動計画には、町の新型インフルエンザ等対策の基本方針や、未発生期から小康期に至る各段階の具体的な対策を示すとともに、指定地方公共機関や

特定接種、住民への予防接種、緊急事態宣言時の対応など新たな内容を盛り込んでいます。

#### **【関係機関の協力、町民等の役割】**

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、県や町など公的機関はもちろん、医療機関や医療関係団体をはじめとした関係機関や、ライフラインを担う事業者の協力が不可欠です。また、町民をはじめ一般の事業者も職場や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことも重要です。

#### **【計画の見直し】**

今後は、この計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、関係者の意見・提案を踏まえ適時見直しを行っていきます。

## Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### Ⅱ－１ 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的として対策を講じることとします。

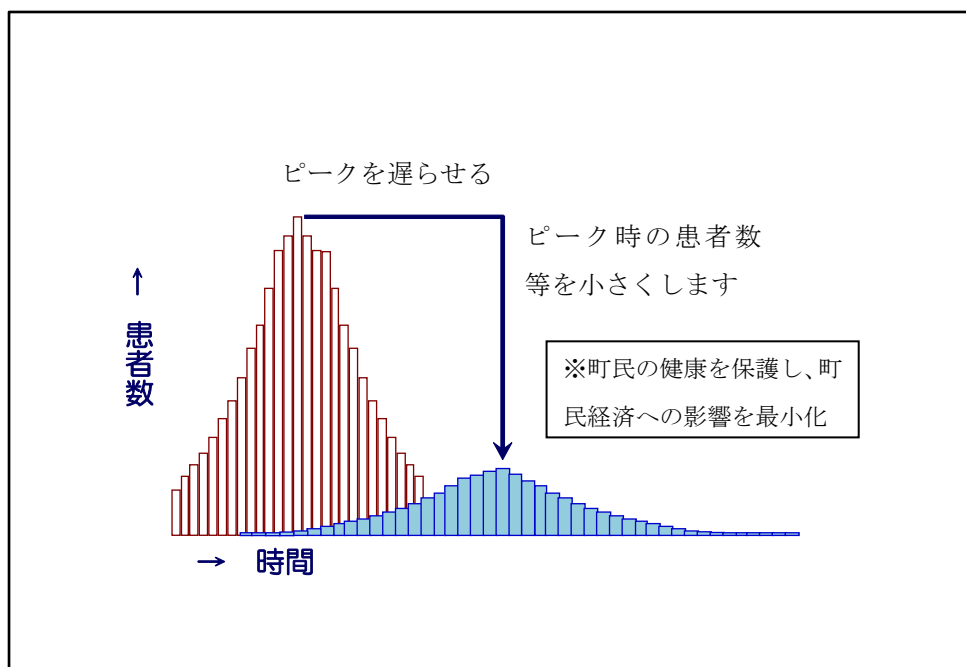
#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保します。
- ・ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・ 患者数が医療提供の限界を超えないように医療体制の強化を図るとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らします。

#### 2 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者数を減らします。
- ・ 診療継続計画又は事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務並びに町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

対策の効果（概念図）



## Ⅱ－２ 対策の基本的考え方

### 1 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。そのため、町行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

### 2 状況に応じた対策の切り替え

発生前の段階では、実施体制の構築、地域における医療体制の整備、発生に備えた訓練や町民に対する啓発、事業所等における事業継続計画の策定等を行うことにより周到な準備を進めます。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下した対策については、縮小・中止を図るなどの見直しを行います。

## Ⅱ－３ 発生段階

新型インフルエンザ等の対策の実施にあたっては、発生の状況に応じて切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応して迅速に意思決定を行うことができるよう、あらかじめ発生状況による段階を設定し、各段階で想定される状況とその対策を定めることとします。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生早期、感染期、そして小康状態に至るまでを、実情に応じて5つの発生段階に分類されています。

一方で、各地域における発生状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、町行動計画では、熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に準じて、発生段階を次の6段階に決めました。その移行については、県内及び町内での発生状況等を踏まえて、町が判断することとされています。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意します。

政府行動計画	町行動計画（県行動計画と同じ）
【未発生期】	【未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態
【海外発生期】	【海外発生期】 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
【国内発生早期】	【県内未発生期】 国内で患者が発生しているが、熊本県では患者が発生していない状態
	【県内発生早期】 熊本県で患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
【国内感染期】	【県内感染期】 熊本県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】	【小康期】 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※ 疫学調査とは、感染症が発生した際に、その状況・動向・原因などの全体像を調査することです。

感染者や接触者を調査し、感染源・感染経路の特定を行うことで、感染の拡大防止対策に役立てます。



## Ⅱ－４ 組織体制

### 1 甲佐町新型インフルエンザ等対策推進会議及び甲佐町新型インフルエンザ等対策本部

- (1) 全庁的、総合的に取組みを進める必要があるため、未発生期から町長を長とする「甲佐町新型インフルエンザ等対策推進会議」（以下「推進会議」という。）のもとで新型インフルエンザ等対策を進めます。
- (2) 推進会議は、新型インフルエンザ等が発生し、国による緊急事態宣言が行われた時点で特別措置法に基づき設置される「甲佐町新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）に業務を引き継ぎます。
- (3) 対策本部における具体的な対策の決定等に際して、医学、公衆衛生の専門的な見地から意見・助言を求める会議を必要に応じて設置します。
- (4) 町内の、医療機関、消防、警察、学校、企業等の関係機関間で情報共有、連携等を行う会議を必要に応じて設置します。

### 2 各課等の主な役割等

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために各課が連携をとりながら、甲佐町地域防災計画に準じた全庁的な取組みを行います。

各課等に共通する役割及び各課等の主な役割については以下のとおりとします。なお、発生段階別に各課等が実施する具体的な対策は、後述の「Ⅲ 各段階における対策」に記載します。

各課等に共通する役割	
1.	推進会議又は対策本部から所管する事務として命ぜられた事務の実施に関すること。
2.	所管する町施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請等に関すること。
3.	県内感染期等における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること。
4.	県内感染期等における町の業務の維持継続に関すること。
5.	関係機関との連携・調整に関すること。
6.	新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること。
7.	各課間の応援（職員・車両等）に関すること。

課等の名称	各課等の主な役割
総合保健福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対策本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>2. 緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要請に関すること。</li> <li>3. 各課間の総合調整及び統制に関すること。</li> </ol>

	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 車両の調達等、対策本部機能維持のために必要な資機材に関すること。</li> <li>5. 活動人員に対する食料品や飲料水等の提供に関すること。</li> <li>6. 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関すること。</li> <li>7. 感染対策及び医療体制整備に係る物資及び資材の備蓄、調達及び運搬に関すること。</li> <li>8. 県対策本部等の関係機関及び団体との連絡調整に関すること。</li> <li>9. 推進会議の設置及び運営に関すること。</li> <li>10. 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。</li> <li>11. 保健所との連携に関すること。</li> <li>12. 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携調整に関すること。</li> <li>13. 新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関すること。</li> <li>14. 感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関すること。</li> <li>15. プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの予防接種に関すること。</li> <li>16. 要援護者（妊産婦・乳幼児）への支援に関すること。</li> </ol>
総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の健康管理及び感染対策に関すること。</li> <li>2. 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること。</li> <li>3. 職員の勤務体制に関すること。</li> <li>4. 上益城消防本部との連絡及び調整に関すること。</li> </ol>
企画財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関連情報及び活動の情報の収集、伝達及び集約に関すること。</li> <li>2. 広報の統括に関すること。</li> <li>3. 広報車による町民への情報等の広報及び伝達に関すること。</li> <li>4. 関連情報の発表に関わる総合調整に関すること。</li> <li>5. 関連情報の広報に関すること。</li> <li>6. 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>7. 所管車両（町営バス）利用者の感染対策に関すること。</li> <li>8. 公共交通機関の業務継続に関すること。</li> </ol>
くらし安全推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 諸団体（自主防災組織、町民団体、行政区）への協力要請に関すること。</li> <li>2. 身元不明の遺体の収容に関すること。（住民生活課と共同対応）</li> <li>3. 一時的な遺体の安置所の開設に関すること。（住民生活課と共同対応）</li> </ol>
環境衛生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防疫に関すること。</li> <li>2. 廃棄物（ごみ、し尿）の収集、運搬に関すること。</li> <li>3. 資源の使用抑制、ごみの排出規制に関すること。</li> <li>4. ごみ処理場・し尿処理場の維持・管理に関すること。</li> </ol>

	5. 飲料水の確保に関すること。
住民生活課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一時的な遺体の安置所の開設に関すること。(くらし安全推進室と共同対応)</li> <li>2. 身元不明の遺体の収容並びに埋火葬に関すること。(くらし安全推進室と共同対応)</li> </ol>
福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食料品及び生活必需品の安定供給等に関すること。</li> <li>2. 介護保険施設及び福祉施設等での感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。</li> <li>3. 介護保険施設及び福祉施設等でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握すること。</li> <li>4. 要援護者(高齢者・障がい者世帯)の支援に関すること。</li> <li>5. 福祉サービスの継続利用に関すること。</li> <li>6. ボランティア等の受け入れに関すること。</li> <li>7. 保育所での感染対策に関すること。</li> <li>8. 保育所でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握すること。</li> <li>9. 保育所の業務継続、臨時休園等に関すること。</li> </ol>
産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家きん等の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる家きん等の検査等への協力及び処分等に関すること。</li> <li>2. 野鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等に関すること。</li> <li>3. 事業所(者)への情報提供及び連絡・調整に関すること。</li> <li>4. 企業活動の縮小要請に関すること。</li> <li>5. 食料品の確保及び安定供給のための関係機関との連携に関すること。</li> </ol>
学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。</li> <li>2. 小中学校でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握すること。</li> <li>3. 小中学校の臨時休業に関すること。</li> </ol>
税務課 建設課 町民センター 社会教育課 会計課 議会事務局	・各課等に共通する役割に記載

## Ⅱ－５ 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたっての関係機関等の基本的な役割は以下のとおりです。

### 1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有します。

### 2 県の役割

特別措置法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ的確な対応を行います。

そのため、発生前においては、県行動計画等の作成・見直しを行うとともに、町行動計画、指定地方公共機関の業務計画作成等を支援し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。発生時においては、町、指定地方公共機関等と連携協力しながら対策を推進します。

### 3 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、国が定める基本的対処方針に基づき、住民に対するワクチン接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等の対策を実施します。

対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図ります。

### 4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策等を推進し地域医療体制の確保に取り組めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進めます。

なお、発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて医療を提供します。

### 5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

なお、発生前において、県行動計画に基づき、業務計画を作成するとともに発生時には作成した業務計画に基づき対策を実施します。

## 6 登録事業者

特別措置法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その事業を継続します。

## 7 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、商業協業組合、遊興施設、斎場等多数の町民が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置を徹底します。

## 8 町民

普段から、国や県及び町が新型インフルエンザ等に関して発信する情報に留意するとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人における感染対策を実践します。また、発生時に備えて、各自食料品・生活必需品等の備蓄を行います。

さらに、発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるための個人における対策を実施します。

## Ⅱ－６ 予防接種について

### 1 ワクチン接種の効果

ワクチンを接種し、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患者数を減少させることにより、医療の提供が可能な範囲内に収めるよう努めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

### 2 特定接種

#### (1) 特定接種とは

特別措置法第28条に基づき、政府対策本部長が「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」緊急に必要があると認めるときに、臨時に予防接種を行います。特定接種の対象は、以下の者とされています。

- ① 登録事業者の業務に従事する者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

#### (2) 特定接種の接種体制

登録事業者の特定接種対象者及び新型インフルエンザ等対策に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員については、その所属する県又は町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施します。

そのため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図ります。

### 3 住民接種

#### (1) 住民接種とは

##### ① 種類

緊急事態宣言が行われている場合については、町は、特別措置法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、町は、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行います。接種費用は、原則接種者負担で実施します。(経済的理由により接種費用を負担することができないと認められた者に対し接種費用の減免措置を行うことがあります。)

##### ② 対象者の区分

住民接種の接種順位については、以下の4つのグループに分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本として国が決定します。

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者

(発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に国が基準を示します。)

・妊婦

イ 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

ウ 成人・若年者

エ 高齢者: ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられるグループ(65歳以上の者)

### ③ 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点をおいた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、それぞれについて以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が決定します。

ア 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 成人・若年者 iii 小児 iv 高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 高齢者 iii 小児 iv 成人・若年者

イ 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 成人・若年者 iv 高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 高齢者 iv 成人・若年者

ウ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 成人・若年者 iv 高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 高齢者 iv 成人・若年者

## (2) 住民接種の接種体制

### ① 未発生期における接種体制の構築

ア 住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施します。そのため、県と連携し、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築します。

イ 町内の人口データ等を参考にワクチンの需要量を算出しておくなど、住民接種のシミュレーションを行います。

ウ 町は、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項などに留意し、上益城郡医師会及び町内医療機関等と連携のうえ、接種体制を構築します。

○医師、看護師、受付担当者等のワクチン接種従事者の確保

○接種場所の確保

○接種に要する器具等の確保

○接種に関する住民への周知方法（予約方法等）

### ② 接種対象者

原則として町の区域に居住する者を対象者とします。なお、町内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院患者等に対しても、接種を行う場合があります。

### ③ 医療従事者の確保

町は、県、上益城郡医師会及び町内医療機関等の協力を得て、医療従事者の確保を図ります。

### ④ 実施会場の確保

町は、総合保健福祉センターにおいて集団接種により実施します。

(参考：住民接種の比較)

	パンデミックワクチン		平成21年度の新型インフルエンザワクチン接種事業
	緊急事態宣言有り	緊急事態宣言無し	
考え方	○病原性の非常に高いおそれがある新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済が著しい混乱に陥るような状況を回避するため。	○病原性の高くない新型インフルエンザの発生時に、発病や重症化防止を図るため。	○死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するため。
対象者	全国民		全国民
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)		
予防接種法上の位置づけ	臨時接種(第6条第1項)	新臨時接種(第6条第3項) ※平成23年7月施行	
実施主体	市町村		国
接種費用	公費負担	自己負担	自己負担
接種方式	原則として集団的接種		原則として個別接種
接種体制の構築	原則として学校、保健センター等公的施設で接種		原則として医療機関に委託
	医療従事者、入院中の患者等は、医療機関で実施		原則として医療機関で接種
予約	原則として市町村で一元化して予約		各医療機関で予約
供給体制	政府が保有するもしくは購入したワクチンの流通を都道府県ごとに管理。		
	原則10mlバイアル(一部1mlバイアルによる供給あり)		原則1mlバイアル(供給開始時は、10mlバイアルによる供給あり)



### Ⅲ 各段階における対策

町行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階毎に実施する対策を記載しますが、実際の対策実施時期はウイルスの病原性・感染力等により町行動計画の想定とは一致しない可能性があることから、段階はあくまで目安とします。

また、町行動計画には、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等にも対応できるよう、強力な措置を含め対策を記載しますが、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、対策の有効性、実行可能性、患者等の人権、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

なお、ウイルスの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合は、強力な対策を実施することになりますが、これらの情報が得られ次第、上記を踏まえ、適切な対策に切り替えることとします。

Ⅲ－１ 未発生期	
予想される状況	○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。
対策の目標	○ 発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方	○ 行動計画を作成し、必要に応じ見直しを行います。 ○ 行動計画を踏まえ、住民への予防接種体制を整備します。 ○ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民に継続的な情報提供を行います。

## 1 実施体制

### (1) 町行動計画の策定、見直し

町は、特別措置法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行います。（総合保健福祉センター）

### (2) 実施体制の整備及び国・県等との連携強化

町は、国、県等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、研修会への参加、訓練を実施します。（総合保健福祉センター）

## 2 情報収集・共有

### (1) 国内外の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び熊本県、御船保健所等から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集します。（総合保健福祉センター）

### (2) 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。（学校教育課）

### (3) 野鳥・家きん・豚等のサーベイランス（感染症の発生状況把握）

町は、町内で、野鳥・家きん・豚等のインフルエンザが発生したときは、県央広域本部上益城地域振興局及び県中央家畜保健衛生所等の関係機関と連携し、適切な対応を行います。（産業振興課）

### (4) 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

町は、町民からの問い合わせに対応する「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置の準備を行います。（総合保健福祉センター、福祉課）

### (5) 基礎知識、感染対策の情報提供

町は、町民（特に、園児、児童生徒及びその保護者、基礎疾患患者等の重症化が予測される対象者）に対し、平常時から新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染

対策について情報提供します。（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の通常の季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染対策）（総合保健福祉センター、福祉課、学校教育課）

#### (6) 要援護者の把握

町は、要援護者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）で新型インフルエンザ等の感染で生活に支障をきたすリスクの高い世帯の把握に努めます。（総合保健福祉センター、福祉課）

### 3 予防・まん延防止

#### (1) 対策実施のための準備

##### ① 学校等における感染対策の普及

町は、小中学校、保育所、介護保険施設、福祉施設及び事業者等に、個人における対策の普及として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策について理解促進を図ります。（総合保健福祉センター、企画財政課、福祉課、学校教育課）

##### ② 地域及び職場における対策の周知

町は、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るとともに、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知します。（総合保健福祉センター、企画財政課）

#### (2) 予防接種

##### ① 特定接種（総合保健福祉センター）

町は、国が事業者に対して行う特定接種に係る登録作業の周知に協力します。

町は、国が行う事業者からの登録申請の受付に協力します。

町は、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築します。

##### ② 住民接種（総合保健福祉センター）

町は、県と連携して、特別措置法第46条（新型インフルエンザ等緊急事態の場合）又は予防接種法第6条第3項（新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合）に基づき、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制を整備します。

町は、速やかに接種することができるよう、上益城郡医師会、町内医療機関、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

#### (3) 情報提供

町は、ワクチンの役割や、接種体制、接種対象者などの基本的な情報を住民に提供し、住民接種に関する理解促進を図ります。（総合保健福祉センター、企画財政課）

#### (4) 住民接種シミュレーション

##### ① 住民基本台帳人口とワクチン必要数

本町における住民基本台帳人口（H25.3.31現在）は11,496人であり、15歳未満は1,416人（12.32%）、15歳以上64歳未満は6,297人（54.78%）、65歳以上は3,783人（32.91%）となっています。

なお、医学的ハイリスク者は250人程度と推測されます。

ワクチンの必要数については、町内に居住する者を対象に接種することとなるため、11,000人分程度が必要になると考えます。

##### ② 接種方法

原則として、総合保健福祉センターにおいて集団的接種により実施します。

ただし、ワクチンの供給量が十分にあり、なおかつ医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保が可能な場合においては、各小中学校における施設集団接種も併せて実施します。

##### ③ 接種対象者の決定

接種対象者や接種順位等の詳細については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することとなっています。

町が行う接種対象者の決定においては、緊急時に全国民を対象に効率的に予防接種を行う必要があることから、町内に居住する者を対象とします。

##### ④ 接種対象者への周知

個人別の通知が最も望ましいものと考えられますが、広報紙、広報車、ホームページ及び防災行政無線等による周知を行います。

##### ⑤ 接種方法（標準的な接種体制）

○ 医療従事者の確保に関しては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師1名を1チームとします。

※子ども等が対象者の場合、接種補助を増員する場合があります。

○ 会場ごとに、接種後の状態観察を担当する看護師1名とします。

○ 医療従事者以外の職員（主に事務職）の確保に関しては、会場ごとに、受付・記録2名、誘導・案内2名、予診票確認1名、接種済証発行1名を配置します。

○ 上記を踏まえ、4列体制で接種を行う場合、予診から接種までの時間を2.0分、実施時間を7時間とすると、予防接種可能者数は1日あたり最大840人となります。（60分×7時間÷2.0分×4列＝840人）

○ 予防接種を11,000人に行う場合、13日（11,000人÷840人≒13日）以上の日数を要することとなります。

## 4 町民の生活及び町民経済の安定の確保

### (1) 行政機能の維持

町は、新型インフルエンザ等発生時の行政機能の維持に向け、町職員の勤務体制、業務の維持及び応援体制について整備します。（総務課、全課）

### (2) 平常時からの取組みの周知

町は、町民に、新型インフルエンザ等発生時における社会機能の安定に向けて、平常時から次の取組み等を心掛けるよう周知します。

- ① 食料品や生活必需品等の備蓄を行うこと。（くらし安全推進室）
- ② 電気、ガス等の供給不足が予測されるため、節電等に努めること。（環境衛生課）
- ③ 通常のごみ収集回数等の維持が困難となることが予想されるため、ごみの排出抑制に努めること。（環境衛生課）

### (3) 要援護者への生活支援

町は、国内発生期における高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、あらかじめ対象世帯を把握するとともに、その具体的手続きを検討します。（総合保健福祉センター、福祉課）

### (4) 火葬能力等の把握

町は、県が整備した火葬体制を踏まえて、火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。（環境衛生課、住民生活課）

### (5) 物資及び資材の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄・整備・点検します。（総合保健福祉センター）

Ⅲ－２ 海外発生期	
予想される状況	○ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ○ 海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
対策の目標	○ 県内発生に備えて体制の整備を行います。 ○ 県内発生の早期発見に努めます。
対策の考え方	○ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について、住民等に対する確かな情報提供を行います。 ○ 住民に対する予防接種体制整備等、県内発生に備えた体制整備を急ぎます。

## 1 実施体制

国内発生に備え実施体制を強化します。

### (1) 推進会議の開催等

町は、海外での感染拡大の状況に応じて、推進会議を開催し、町行動計画に基づいた具体的対策の実施について協議するとともに、必要に応じて町行動計画の見直しを行います。また、国による緊急事態宣言後は速やかに対策本部を設置し、推進会議の方針を継承します。（総合保健福祉センター）

### (2) 海外の感染拡大による対策本部等の設置

町は、WHOによる新型インフルエンザにおける警戒フェーズ移行又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表等、海外での感染が拡大することにより、国による緊急事態宣言が行われた場合は、対策本部を設置し、国が定める海外発生期の基本的対処方針及び町行動計画等に基づき、対策を講じます。（総合保健福祉センター）

### (3) 医療機関との連携

町は、御船保健所、上益城郡医師会及び町内医療機関と、発生段階に応じた医療機関の役割を確認します。（総合保健福祉センター）

### (4) 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

町は、町民からの問い合わせに対応する「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、窓口と電話等で感染症に関する相談のみならず、生活相談に対応できる体制を確保します（相談窓口の一本化）。（総合保健福祉センター、福祉課）

### (5) 学校等への情報提供、連携体制

町は、町内の小中学校、高等学校、保育所、介護保険施設及び福祉施設等への情報提供と連携体制の調整を行います。（福祉課、学校教育課）

### (6) 公共施設の感染対策

町は、パンデミックに備え、公共施設、公共交通機関及び町職員の感染対策を検

討します。（総務課、全課）

#### (7) 消防救急体制の確保

上益城消防本部が定める新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき、消防救急体制が確立できているか確認します。（総務課）

## 2 情報収集・共有

### (1) 国内外の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、御船保健所等から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集します。（総合保健福祉センター）

### (2) 町職員の感染状況の確認

町は、町職員の海外渡航予定者を把握します。（総務課）

### (3) 新型インフルエンザ等患者の把握

町は、御船保健所、上益城郡医師会及び町内医療機関と連携し、町内で新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を受診した場合の届出等、対応方法を調整します。（総合保健福祉センター）

### (4) 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、必要に応じて、小中学校、高等学校、保育所、介護保険施設及び福祉施設等におけるインフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の発生状況を把握します。（福祉課、学校教育課）

### (5) 野鳥・家きん・豚等のサーベイランス（感染症の発生状況把握）

町は、引き続き、野鳥・家きん・豚等のインフルエンザが発生したときは、県等関係機関と連携し、適切な対応を行います。（産業振興課）

### (6) 帰国者・接触者外来の設置を予定している医療機関の把握

町は、帰国者・接触者外来の設置を予定している医療機関の設置情報を把握します。（総合保健福祉センター）

### (7) 感染予防、医療機関受診方法等の周知

町は、新型インフルエンザ等の国内発生に備え、感染対策、帰国者・接触者外来及び医療機関への受診方法等の情報を広報紙、ホームページ、チラシ及び防災行政無線等を通じて周知します。（総合保健福祉センター、企画財政課）

### (8) 学校等への感染予防情報等の提供

町は、小中学校、保育所、介護保険施設及び福祉施設等へ、新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策について情報提供します。（福祉課、学校教育課）

### (9) 要援護者への感染対策の啓発

町は、母子手帳の交付や乳幼児健診等において新型インフルエンザ等の感染対策の啓発を行うとともに、ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯等に民生委員等を通じて、感染対策の啓発を行います。（総合保健福祉センター、福祉課）

### 3 予防・まん延防止

#### (1) 新型インフルエンザ等発生時の留意点の啓発

町は、町民に対し、新型インフルエンザ等発生時の留意点について啓発を行います。（総合保健福祉センター、企画財政課、くらし安全推進室）

- ① 感染が疑われる場合の帰国者・接触者外来への受診を徹底します。
- ② 感染時の外出を自粛します。
- ③ 同居家族が感染した場合に外出を自粛します。
- ④ 咳エチケットを徹底します。

#### (2) 事業者への感染対策の啓発

町は、新型インフルエンザ等の国内発生以降に備え、町商工会と連携し、各事業所への感染対策及び連携体制について啓発します。（産業振興課）

#### (3) 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員に対し、感染対策（うがい・手洗いの遂行、マスクの早期着用、その他の予防方法等）の啓発を行います。（総務課、企画財政課、全課）

#### (4) 医療機関利用者への感染対策の啓発

町は、医療機関利用者に対し、感染対策の啓発を行います。（総合保健福祉センター）

#### (5) 集団で宿泊する行事の指針

町は、修学旅行等の集団で宿泊する行事の実施に関する指針を各小中学校等へ周知します。（学校教育課、全課）

#### (6) 海外渡航者への注意喚起

町は、国及び県と連携し、海外出入国者へ注意喚起するとともに、必要に応じて、発生地域等への不要不急の渡航の自粛を呼びかけます。（総合保健福祉センター、くらし安全推進室、住民生活課）

#### (7) まん延防止対策物品等の備蓄

町は、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進めます。（総合保健福祉センター、くらし安全推進室）

#### (8) 予防接種

##### ① 特定接種

県及び町は、国と連携し、国が定める地方公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行います。（総合保健福祉センター）

##### ② 住民接種

町は、特別措置法第46条（新型インフルエンザ等緊急事態の場合）に基づく町民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項（新型インフルエンザ等緊急事態



ではない場合)に基づく新臨時接種について、国及び県と連携して、接種体制の準備を行います。(総合保健福祉センター)

**(9) 医療機関等への情報提供**

町は、国及び県を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。(総合保健福祉センター)

**4 町民の生活及び町民経済の安定の確保**

**(1) パンデミック時の要援護者への具体的支援**

町は、ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等への生活支援、搬送が必要な方へのパンデミック時の具体的支援について、必要に応じて見直しを行います。(総合保健福祉センター、福祉課)

**(2) 行政サービスの維持**

町は、行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の遂行を調整し、行政サービス継続の方針を検討します。(総務課、全課)

**(3) 廃棄物の収集、運搬、処理体制の確保**

町は、廃棄物の収集、運搬及び処理体制の確保並びにごみの減量対策を検討します。(環境衛生課)

**(4) 個人が取り組むべき対策の周知**

町は、新型インフルエンザ等の国内発生時における社会機能の維持に向けて、引き続き食料品の備蓄等個人が行う対策に取り組むよう周知を図ります。(企画財政課、くらし安全推進室)

**(5) 一時的な遺体安置場所の確保**

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保のための準備を、県の支援を受けて行います。(くらし安全推進室、住民生活課)

<b>Ⅲ－３ 県内未発生期</b>	
予想される状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生している状態。</li> <li>○ 県内では患者は発生していない状態。</li> <li>○ 国は緊急事態宣言を行う場合がある。</li> </ul>
対策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内発生に備えて体制の整備を行います。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内外の発生状況について注意喚起するとともに、引き続き、住民等に県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。</li> <li>○ 住民接種の早期実施に向けて準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。</li> </ul>

## 1 実施体制

### (1) 感染拡大による推進会議の開催

町は、国による緊急事態宣言以前においては推進会議を開催し、対策の方針決定及び必要な対策を講じます。（総合保健福祉センター）

### (2) 緊急事態宣言による対策本部等の設置

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに対策本部を設置します。（総合保健福祉センター）

### (3) 基本的対処方針等に基づく措置の実施

町は、推進会議又は対策本部会議を開催し、県対策本部、御船保健所、医療機関等の関係機関との連携の下、感染拡大の防止、感染者への支援、社会機能の維持に必要な具体的対策の実施について、国が定める国内発生早期又は国内感染期の基本的対処方針等に基づき、協議、決定し、必要な措置を行います。（総合保健福祉センター、全課）

### (4) 対策本部等での情報の共有

町は、推進会議又は対策本部において、国内の感染情報等の共有化を図り、町行動計画の具体的実施について協議し、必要に応じて町行動計画の見直しを行います。（総合保健福祉センター、全課）

### (5) 業務継続計画の確認

町は、各課等において、業務継続計画の確認及び見直しを行います。（総務課、全課）

## 2 情報収集・共有

### (1) 国内外の情報収集

町は、引き続き、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、御船保健所等からの国内外発生情報を収集し、推進会議又は対策本部に提供し、発生動

向を共有します。（総合保健福祉センター）

**(2) 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握**

町は、引き続き、小中学校、高等学校、保育所、介護保険施設及び福祉施設等におけるインフルエンザ患者（疑い患者を含む。）を把握します。（福祉課、学校教育課）

**(3) 新型インフルエンザ等患者受診状況の把握**

町は、上益城郡医師会及び町内医療機関と連携し、町内での新型インフルエンザ等患者の感染拡大に備え、医療機関での新型インフルエンザ等患者の受診状況を把握するとともに、情報を共有します。（総合保健福祉センター）

**(4) 町職員の感染者の把握**

町は、町職員の感染者を把握します。（総務課）

**(5) 新型インフルエンザ等相談窓口での対応**

町は、引き続き、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置します。町民等からの相談が増加した場合は、必要に応じて相談窓口の体制の充実・強化を検討します。（総合保健福祉センター、福祉課）

**(6) 町民等への緊急事態宣言の伝達**

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに、その情報を広報紙、ホームページ、チラシ及び防災行政無線等により町民等に提供します。（総合保健福祉センター、企画財政課、くらし安全推進室）

**(7) 正確な情報、正しい知識の周知**

町は、ホームページ及び防災行政無線等により、国内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知します。（総合保健福祉センター、総務課、企画財政課、くらし安全推進室）

**(8) 学校等への感染予防情報等の提供**

町は、小中学校、高等学校、保育所、介護保険施設及び福祉施設等へ、新型インフルエンザ等の国内の感染情報を提供します。（福祉課、学校教育課）

**(9) 医療機関への受診方法等の周知**

町は、帰国者・接触者外来、医療機関への受診方法等の情報を広報紙、チラシ及びホームページ及び防災行政無線等で周知します。（総合保健福祉センター、企画財政課、くらし安全推進室）

### 3 予防・まん延防止

**(1) 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業**

町教育委員会は、小中学校における児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）を適切に行います。（学校教育課）

**(2) 学級閉鎖、休園等の手順の周知**

町は、小中学校の学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖並びに保育所、放課後児童クラブ及び放課後こども教室の学級閉鎖並びに休園、休部等それぞれの目安の提示と実施手順を周知します。（福祉課、学校教育課、社会教育課）

**(3) 感染対策、感染者の受診方法等の周知**

町は、町民に対し、マスク着用等の感染対策、疑わしい症状がある場合の相談先、医療機関受診方法等の情報を継続して提供します。（総合保健福祉センター）

**(4) 不要不急の外出等の自粛**

町は、県の要請又は状況に応じて、新型インフルエンザ等の国内外の発生地域での不特定多数の集まる活動への参加や、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。（総合保健福祉センター、企画財政課）

**(5) 公共施設の感染対策**

町は、必要に応じて、公共施設及び公共交通機関での窓口対応職員のマスク着用、手指消毒液の設置、手洗い等の注意喚起張紙、室内換気等の感染対策を指導します。（総務課、企画財政課、全課）

**(6) 公共施設利用者等への感染対策の啓発**

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員に、うがい、手洗い及び咳エチケット等の励行を指導します。（総務課、企画財政課、全課）

**(7) 事業所での感染対策の徹底**

町は、ホームページ及び町商工会を通じて、事業所への感染対策の徹底の啓発を行います。（企画財政課、産業振興課）

**(8) 施設利用の制限の検討**

町は、県の要請又は状況に応じて、推進会議又は対策本部において、公共施設の利用制限の検討を行います。（公共施設管理所管課）

**(9) 集会等の延期の検討**

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の町民等が参加する集会等の延期又は中止について検討します。（全課）

**(10) まん延防止対策物品等の備蓄**

町は、必要に応じて、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進めます。（総合保健福祉センター、くらし安全推進室）

**(11) 住民接種**

町は、国の基本的対処方針に基づき、国及び県と連携して、総合保健福祉センターを接種会場とし、原則として、町の区域内に居住する者を対象に集団的接種により、特別措置法第46条（新型インフルエンザ等緊急事態の場合）の規定に基づく町民に対する予防接種、又は予防接種法第6条第3項（新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合）に基づく新臨時接種を行います。（総合保健福祉センター）

**(12) 特定接種**

県及び町は、国と連携し、国が定める地方公務員の対象者に、集団的な接種を基本とし、本人の同意を得て特定接種を行います。（総合保健福祉センター、総務課）

**(13) 医療機関等への情報提供**

町は、引き続き、国及び県を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。（総合保健福祉センター）

**(14) 医療機関との連携による医療体制**

町は、医療機関と連携し、医療体制や患者搬送について、統一された体制がとれるよう調整します。（総合保健福祉センター）

**4 町民の生活及び町民経済の安定の確保**

**(1) パンデミック時の要援護者への具体的支援**

町は、ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等へのパンデミック時の具体的支援について、対応方法を確認するとともに、必要に応じて見直しを行います。また、生活必需品の配布等について検討します。（総合保健福祉センター、福祉課）

**(2) 感染者への偏見等の防止**

町は、広報紙及びホームページ等を通じ、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう啓発を行います。（総合保健福祉センター、企画財政課）

**(3) 集会等の自粛検討の周知**

町は、県の要請又は状況に応じて、町民に対し、感染拡大防止のため、不特定多数の町民が参加する集会等における感染対策及び自粛の検討について周知を図ります。（総合保健福祉センター、企画財政課、全課）

**(4) 食料品、生活必需品等の買占め、売り惜しみの防止**

町は、国及び県と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっては、消費者としての適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう啓発します。（総合保健福祉センター、企画財政課、産業振興課）

**(5) ごみの排出抑制等の協力要請**

町は、町民や事業者に対し、ごみの減量及び排出抑制への協力要請を検討します。（環境衛生課）

**(6) ごみ収集事業者への業務継続要請**

町は、ごみ収集事業者に感染者が多発した場合に備え、代替要員の確保等による業務継続を要請します。（環境衛生課）

**(7) 集客を伴う事業者へ感染対策徹底の要請等**

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者に対して、感

染対策の徹底を要請します。（産業振興課）

**(8) 給食調理業務の継続の要請**

町は、給食センター調理員等の従事者に感染者が多発した場合の対応を検討します。また、調理委託業者に業務継続を要請します。（学校教育課）

**(9) 一時的な遺体安置場所の確保**

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保のための準備を、県の支援を受け行います。（くらし安全推進室、住民生活課）

<b>Ⅲ－４ 県内発生早期</b>	
予想される状況	○ 県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
対策の目標	○ 町内での感染拡大をできる限り抑えます。 ○ 患者に適切な医療を提供します。
対策の考え方	○ 県と連携し医療体制や感染対策について周知し、住民への積極的な情報提供を行います。 ○ 県内感染期に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 ○ 住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

## 1 実施体制

### (1) 推進会議等の開催

町は、県内又は町内で、新型インフルエンザ等患者の発生が確認された場合は、推進会議（緊急事態宣言が行われた場合は対策本部会議）を開催し、対策の方針決定及び必要な対策を講じます。（総合保健福祉センター）

### (2) 緊急事態宣言による対策本部等の設置

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに、対策本部を設置します。（総合保健福祉センター）

### (3) 基本的対処方針等に基づく措置の実施

町は、推進会議又は対策本部会議を開催し、県対策本部、御船保健所、医療機関等の関係機関との連携の下、感染拡大の防止、感染者への支援、社会機能の維持に必要な具体的対策の実施について、国が定める国内発生早期又は国内感染期の基本的対処方針等に基づき、協議、決定し、必要な措置を行います。（総合保健福祉センター）

### (4) 推進会議等での情報の共有

町は、推進会議又は対策本部会議において、国内、県内及び町内の感染情報の共有を図り、町行動計画の具体的実施について協議し、必要に応じて町行動計画の見直しを行います。（総合保健福祉センター）

### (5) 業務継続方針の検討

町は、県内感染期に備え、推進会議又は対策本部会議において、業務継続の方針を検討します。（総務課、全課）

### (6) 消防救急体制の確保と情報共有

町は、上益城消防本部が定める新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき、消防救急体制が確立できているか確認するとともに、町内の小中学校等や医療機関での新型インフルエンザ等の感染情報を提供します。（総務課）

## 2 情報収集・共有

### (1) 国内等及び町内の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報や県対策本部、御船保健所、町内の学校や医療機関等からの国内、県内及び町内での発生情報を収集し、推進会議又は対策本部に提供し、発生動向を共有します。（総合保健福祉センター）

### (2) 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、小中学校、高等学校、保育所、介護保険施設及び福祉施設等におけるインフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の把握を強化します。（福祉課、学校教育課）

### (3) 新型インフルエンザ等患者受診状況の把握

町は、上益城郡医師会及び町内医療機関と連携し、町内医療機関での新型インフルエンザ等患者の受診状況を把握するとともに、情報を共有します。（総合保健福祉センター）

### (4) 帰国者・接触者外来における受診状況等の把握

町は、新型インフルエンザ等患者の帰国者・接触者外来における受診状況等を把握します。（総合保健福祉センター）

### (5) 新型インフルエンザ等相談窓口での対応

町は、引き続き、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、増加する町民からの問い合わせに対応できるよう体制を充実・強化します。（総合保健福祉センター、福祉課）

### (6) 町民等への緊急事態宣言の伝達

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに、その情報を広報紙、ホームページ、チラシ及び防災行政無線等により町民等に提供します。（総合保健福祉センター、企画財政課、くらし安全推進室）

### (7) 正確な情報、正しい知識の周知

町は、引き続き、ホームページ及び防災行政無線等により、国内、県内及び町内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知します。（総合保健福祉センター、企画財政課）

### (8) 学校等への感染予防情報等の提供

町は、引き続き、小中学校、高等学校、保育所、介護保険施設及び福祉施設等へ、新型インフルエンザ等の国内、県内及び町内の感染情報を提供します。（福祉課、学校教育課）

### (9) 介護保険利用者等への感染対策の周知

町は、介護認定調査における訪問先への感染対策の啓発、介護保険サービス事業者等への情報提供を行います。（福祉課）

### (10) 医療機関への受診方法等の積極的な周知

町は、引き続き、帰国者・接触者外来、医療機関への受診方法等の情報を広報紙、



チラシ、ホームページ及び防災行政無線等で積極的に周知します。（総合保健福祉センター、企画財政課、くらし安全推進室）

### 3 予防・まん延防止

#### (1) 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業

教育委員会は、小中学校における児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）を適切に行います。（学校教育課）

#### (2) 学級閉鎖、休園等の手順の確認

町は、小中学校の学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖並びに保育所、放課後児童クラブ及び放課後こども教室の学級閉鎖並びに休園、休部等のそれぞれの実施手順を確認します。（福祉課、学校教育課、社会教育課）

#### (3) 感染対策、感染者の受診方法等の周知

町は、引き続き、町民に対し、マスク着用等の感染対策、疑わしい症状がある場合の相談先、医療機関受診方法等の情報を継続して提供します。（総合保健福祉センター）

#### (4) 学校・保育施設等における感染対策

町は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知します。（学校教育課、福祉課）

#### (5) 不要不急の外出等の自粛

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集まる活動への参加や、不要不急の外出を自粛するよう呼び掛けます。（総合保健福祉センター、企画財政課）

#### (6) 公共施設の感染対策

町は、公共施設及び公共交通機関での手指消毒液、手洗い等の注意喚起貼紙等の設置及び室内換気等の感染対策を強化します。また、必要に応じて窓口職員等はマスクを着用します。（総務課、企画財政課、全課）

#### (7) 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員等に、うがい、手洗い、咳エチケット等の励行の指導を強化します。（総務課、全課）

#### (8) 事業所での感染対策の徹底

町は、ホームページ及び町商工会を通じて、各事業所での感染対策及び従業員の健康管理・適正な医療機関受診等について周知の徹底を行います。（産業振興課）

#### (9) 施設利用の制限の検討

町は、県の要請又は状況に応じて、対策本部において、公共施設の利用制限の検討を行います。（公共施設管理所管課）

#### (10) 集会等の延期の検討

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の町民等が参加する集会等については、延期又は中止を検討し、必要に応じて延期又は中止を行います。（全課）

**(11) まん延防止対策物品等の備蓄**

町は、物品等の使用状況に応じて、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進めます。（総合保健福祉センター、くらし安全推進室）

**(12) 町職員の感染者の把握**

町は、引き続き、町職員の感染者を把握します。（総務課）

**(13) 住民接種**

町は、国の基本的対処方針に基づき、国及び県と連携して、総合保健福祉センターを接種会場とし、原則として、町の区域内に居住する者を対象に集団的接種により、特別措置法第46条（新型インフルエンザ等緊急事態の場合）の規定に基づく町民に対する予防接種、又は予防接種法第6条第3項（新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合）に基づく新臨時接種を行います。（総合保健福祉センター）

**(14) 特定接種**

県及び町は、引き続き、国と連携し、国が定める地方公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行います。（総合保健福祉センター、総務課）

**(15) 医療機関等への情報提供**

町は、引き続き、国及び県を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。（総合保健福祉センター）

**(16) 医療機関との連携による医療体制の確保**

町は、医療機関と連携し、医療体制や患者搬送について、統一された体制を確保します。（総合保健福祉センター）

**4 町民の生活及び町民経済の安定の確保**

**(1) パンデミック時の要援護者への具体的支援**

町は、ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等へのパンデミック時の具体的支援の準備を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。また、生活必需品の配布等の準備を行います。（総合保健福祉センター、福祉課）

**(2) 感染者への偏見等の防止**

町は、引き続き、広報紙及びホームページ等を通じ、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう積極的に啓発を行います。（総合保健福祉センター、企画財政課）

**(3) 集会等の自粛検討の周知**

町は、県の要請又は状況に応じて、町民に対し、不特定多数の町民が参加する集会等における感染対策及び自粛の検討について周知を図ります。（総合保健福祉センター、企画財政課、全課）

**(4) 食料品、生活必需品等の買占め、売り惜しみの防止**

町は、引き続き、国及び県と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者としての適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう啓発します。（総合保健福祉センター、企画財政課、産業振興課）

**(5) ごみの排出抑制等の協力要請**

町は、引き続き、町民や事業者に対し、ごみの減量及び排出抑制への協力要請及び啓発を行います。（環境衛生課）

**(6) ごみ収集事業者への業務継続要請**

町は、引き続き、ごみ収集事業者に感染者が多発した場合に備え、代替要員の確保等による業務継続を要請します。（環境衛生課）

**(7) 集客を伴う事業者へ感染対策徹底の要請等**

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者に対して、感染対策の徹底を要請します。また、特別措置法に基づき県が行う休業等の措置についても理解を求めます。（産業振興課）

**(8) 給食調理業務の継続の要請**

町は、給食センター調理員等の従事者に感染者が多発した場合の対応を確認するとともに、引き続き、調理委託業者に感染対策の徹底及び業務継続を要請します。（学校教育課）

**(9) 一時的な遺体安置場所の確保**

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保のための準備を、県の支援を受けて行います。（くらし安全推進室、住民生活課）

<b>Ⅲ－５ 県内感染期</b>	
予想される状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>○ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> </ul>
対策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療体制を維持し、健康被害を最小限にとどめます。</li> <li>○ 町民生活及び町民経済への影響を最小限にとどめます。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策の主眼を、感染防止から被害軽減に切り替えます。</li> <li>○ 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。</li> <li>○ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。</li> <li>○ 町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。</li> <li>○ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を行います。</li> </ul>

## 1 実施体制

### (1) 基本的対処方針に基づく措置の実施

町は、県内又は町内で、新型インフルエンザ等患者の発生が確認された場合は、推進会議（緊急事態宣言が行われた場合は対策本部会議）を開催し、県対策本部、御船保健所、医療機関等の関係機関との連携の下、感染拡大の防止、感染者への支援、社会機能の維持に必要な具体的対策の実施について、国が定める国内感染期の基本的対処方針等に基づき、協議、決定し、必要な措置を行います。（総合保健福祉センター）

### (2) 外部関係機関との情報交換と情報の集約

町は、外部の関係機関と情報交換を行い、入手した情報を速やかに対策本部の事務局へ報告します。（全課）

### (3) 対策本部での情報の共有

町は、対策本部において、国内、県内及び町内の感染情報の共有化を図り、町行動計画の具体的実施について協議し、必要に応じて町行動計画の見直しを行います。（総合保健福祉センター）

### (4) 業務継続計画の見直し

町は、感染拡大の状況に応じて、業務継続計画の見直しを随時行います。（総務

課、全課)

**(5) 消防救急体制の確保と情報共有**

町は、上益城消防本部が定める新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき、消防救急体制が確立できているか確認するとともに、町内の小中学校等や医療機関での新型インフルエンザ等の感染情報を提供します。(総務課)

**2 情報収集・共有**

**(1) 国内等及び町内の情報収集**

町は、引き続き、国の新型インフルエンザ等対策関連情報や県対策本部、御船保健所、町内の学校や医療機関等からの国内、県内及び町内での発生情報を収集し、推進会議又は対策本部に提供し、発生動向を共有します。(総合保健福祉センター)

**(2) 町内での感染者情報の把握**

町は、引き続き、町内での感染者情報の把握及び患者数の情報共有を継続します。(総合保健福祉センター)

**(3) 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握**

町は、引き続き、小中学校、高等学校、保育所、介護保険施設及び福祉施設等におけるインフルエンザ患者(疑い患者を含む。)の集団的発生状況を把握します。(福祉課、学校教育課)

**(4) 町職員の感染者の把握**

町は、引き続き、町職員の感染者を把握します。(総務課)

**(5) 新型インフルエンザ等相談窓口の体制強化**

町は、引き続き、町民からの問い合わせに対応できるよう「新型インフルエンザ等相談窓口」の体制を充実・強化します。(総合保健福祉センター、福祉課)

**(6) 正確な情報、正しい知識の周知**

町は、引き続き、ホームページ及び防災行政無線等により、国内、県内及び町内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知します。(総合保健福祉センター、企画財政課)

**(7) 行政サービスの維持と縮小継続**

町は、業務継続計画及び対策本部の方針に基づき、行政サービス維持のため、一部業務を縮小して継続するとともに、その行政サービスの情報を周知します。(総務課、企画財政課)

**(8) 学校等への感染予防情報等の提供**

町は、引き続き、小中学校、高等学校、保育所、介護保険施設及び福祉施設等へ、新型インフルエンザ等の国内、県内及び町内の感染情報を提供します。(福祉課、学校教育課)

### 3 予防・まん延防止

#### (1) 感染対策の強力な啓発

町は、町民、事業所、小中学校、高等学校、保育所、介護保険施設及び福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。（企画財政課、福祉課、学校教育課）

#### (2) 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員等に、うがい、手洗い、咳エチケット等の励行の指導等を徹底します。（企画財政課、全課）

#### (3) 集会、不要不急の外出の強力な自粛要請

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の町民が集まる活動の自粛及び不要不急の外出を控えるよう、強く要請します。（総合保健福祉センター、企画財政課）

#### (4) 事業所での健康管理、感染対策の徹底

町は、ホームページ及び町商工会を通じて、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、感染症の症状の認められた従業員の健康管理及び医療機関受診の徹底を要請します。（産業振興課）

#### (5) 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業

教育委員会は、小中学校における児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）を適切に行います。（学校教育課）

#### (6) 保育所の休園への対応

町は、保育所の施設管理者に対して、施設内での感染対策を徹底し、業務を継続するよう協力要請します。また、県の要請又は状況に応じて、対策本部は関係機関と調整の上、施設管理者に対し、臨時休園を要請します。（福祉課）

#### (7) 福祉施設等の業務継続、臨時休業の要請

町は、福祉施設、介護保険サービス事業者等に対して、施設内での感染対策を徹底し、業務を継続するよう協力要請します。また、県の要請又は状況に応じて、対策本部は関係機関と調整の上、施設管理者に対し、臨時休業を要請します。（福祉課）

#### (8) 介護保険サービス事業者休業時の代替サービス

町は、介護保険サービス事業者等の休業があった場合の代替サービスの提供について、甲佐町介護保険事業者協議会に協力を要請します。（福祉課）

#### (9) 町主催事業の延期、中止等の決定

町は、県の要請又は状況に応じて、対策本部において町主催の事業の開催、中止、延期、開催方法の変更等を協議・決定し、関係者に対して速やかに通知します。（全課、町指定管理者）

**(10) 公共施設の使用中止の決定**

町は、県の要請又は状況に応じて、対策本部において町の公共施設の使用を中止させ、施設を臨時休業とする決定を行います。（公共施設管理所管課、町指定管理者）

**(11) 集会での感染対策の徹底**

町は、不特定多数の町民等が参加する集会等を開催する場合は、感染対策を徹底します。また、県の要請又は状況によっては、中止又は延期します。（全課、町指定管理者）

**(12) 公共施設での感染対策の徹底**

町は、公共施設及び公共交通機関の窓口対応職員等のマスク着用、手指消毒やうがい、窓口カウンター等の消毒、屋内換気等の実施を徹底します。（総務課、全課）

**(13) 学校給食の中止の決定**

町は、給食センター調理員の感染者拡大により、調理業務の実施が困難と予想される場合は、教育委員会と協議の上、給食中止の決定を行います。委託業者から業務履行不能の申し出があった場合も同様とします。（学校教育課）

**(14) まん延防止対策物品等の備蓄**

町は、物品等の使用状況に応じて、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進めます。（総合保健福祉センター、くらし安全推進室）

**(15) 特定接種、住民接種の実施**

国、県及び町は特定接種を進めます。また、町は、国及び県の協力を得ながら、特別措置法第46条（新型インフルエンザ等緊急事態の場合）又は予防接種法第6条第3項（新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合）に基づく新臨時接種を進めます。（総合保健福祉センター）

**(16) 医療機関等への情報提供**

町は、引き続き、国及び県を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。（総合保健福祉センター）

**(17) 医療体制及び患者搬送体制の確認**

町は、県対策本部、御船保健所、上益城郡医師会及び町内医療機関及び上益城消防本部に、医療体制及び患者搬送体制の確認をします。（総合保健福祉センター、総務課）

**(18) 要援護者への生活支援等の実施**

町は、関係機関、団体等の協力を得ながら在宅で療養している要援護者（ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等）に必要な応じて、次の支援を行います。（福祉課、総合保健福祉センター）

（ア）巡回による見守り

（イ）往診・訪問看護

- (ウ) 食料品、生活必需品の提供
- (エ) 医療機関への移送
- (オ) その他

**(19) 帰国者・接触者外来の中止及び受診方法変更の周知**

町は、県対策本部からの連絡により帰国者・接触者外来の中止が確認できた場合は、直ちに受診方法の変更を町民に周知します。（総合保健福祉センター）

**4 町民の生活及び町民経済の安定の確保**

**(1) 行政サービスの縮小継続**

町は、町民生活及び社会機能の安定に重要な行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の執行を調整し、一部の行政サービスを縮小したうえで行政機能を継続・維持します。（総務課）

**(2) ごみ収集業務の継続**

町は、ごみ収集処理業務について、従業者の多数罹患により通常業務が困難な場合は、収集回数を減らす等の対応により業務を継続します。対応方針については、広報紙、ホームページ及び防災行政無線等で事前に周知します。（企画財政課、くらし安全推進室、環境衛生課）

**(3) ごみの排出抑制等の協力要請**

町は、引き続き、町民や事業者に対し、ごみの減量及び排出抑制への協力要請及び啓発を行います。（環境衛生課）

**(4) 集客を伴う事業活動の自粛要請**

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者等に事業活動の自粛を要請します。（産業振興課）

**(5) 生活必需品等を提供する事業者への業務継続の要請**

町は、食料品又は生活必需品の確保・供給に関する事業者に対し、業務継続を要請します。（産業振興課）

**(6) 要援護者への支援の実施と地域住民への協力要請**

町は、外出を自粛するひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等の食料品、生活必需品の調達について、地域住民及び団体に協力要請するとともに、宅配業者等に支援を要請します。（総合保健福祉センター、福祉課）

**(7) 感染者への偏見等の防止**

町は、引き続き、広報紙及びホームページ等を通じ、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう積極的に啓発を行います。（総合保健福祉センター、企画財政課）

**(8) 一時的な遺体安置場所の確保**

町は、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合は、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を、県の支援を受けて行います。（くらし安全推進室、住民生活課）



Ⅲ－６ 小康期	
予想される状況	○ 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○ 大流行はいったん終息している状態。
対策の目標	○ 県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方	○ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行います。 ○ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供するとともに、情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 ○ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

## 1 実施体制

### (1) 実施体制の緩和、解除

町は、国が定める小康期の基本的対処方針に基づき、対策の緩和又は解除を行います。（総合保健福祉センター）

### (2) 緊急事態宣言が解除された場合の対応

町は、緊急事態宣言が解除された場合は、対策本部を廃止し、推進会議に業務を引き継ぎます。（総合保健福祉センター）

### (3) 新型インフルエンザ等相談窓口の縮小

町は、相談窓口体制を状況に応じて見直し、縮小を行います。（総合保健福祉センター、福祉課）

### (4) 学校等の再開時期の検討と準備

町は、感染の状況により、小中学校及び保育所の再開時期の検討と再開準備を行います。（福祉課、学校教育課）

## 2 情報収集・共有

### (1) 流行の再燃の早期発見

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、御船保健所等からの県内の発生情報の推移を見守り、流行の再燃の早期発見に努めます。（総合保健福祉センター）

### (2) 流行再燃の早期発見のための学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、流行の再燃を早期に探知するため、小中学校、高等学校、保育所、介護保険施設及び福祉施設等におけるインフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の集団発生の把握を強化します。（福祉課、学校教育課）

**(3) 流行の終息及び再燃への注意を周知**

町は、ホームページ及び防災行政無線等により、国内、県内及び町内の発生状況、流行が終息に向かっていること、引き続き流行の再燃に備えて十分に注意する必要があること等を周知します。（総合保健福祉センター、企画財政課、くらし安全推進室）

**(4) 新型インフルエンザ等相談窓口での健康相談の継続**

町は、新型インフルエンザ等相談窓口において、継続的に健康相談と不安の緩和を行います。また、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、相談窓口を縮小します。（総合保健福祉センター、福祉課）

**(5) 新型インフルエンザ等相談窓口での実施方法の評価**

町は、新型インフルエンザ等相談窓口に寄せられた問い合わせや関連情報を取りまとめ、情報提供の方法を評価し、見直しを行います。（総合保健福祉センター、福祉課）

**3 予防・まん延防止**

**(1) 集会及び不要不急の外出の自粛要請の解除**

町は、状況に応じ、町民に対し、不特定多数の町民が集まる活動及び不要不急の外出の自粛に係る県の要請等を解除することを周知します。（総合保健福祉センター、企画財政課）

**(2) 学校等の休校等の解除**

町は、感染の状況により、小中学校及び保育所の休校、休園等を解除します。（福祉課、学校教育課）

**(3) 公共施設の利用制限の解除**

町は、県の要請又は感染の状況により、町の公共施設の利用制限、休館の措置を解除します。（公共施設管理所管課、町指定管理者）

**(4) 流行の再燃に備えてまん延防止対策物品等の補充**

町は、流行の再燃に備え、まん延防止対策物品等（マスク、ゴーグル、手袋、感染防護服、手指消毒液、医薬品等）の備蓄の見直しを行います。また、補充を行います。（総合保健福祉センター、くらし安全推進室）

**(5) 流行の再燃に備えた新臨時接種の実施**

町は、流行の再燃に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。（総合保健福祉センター）

**(6) 緊急事態宣言継続による流行再燃に備えた予防接種の実施**

町は、緊急事態宣言が継続されている場合には、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の再燃に備え、特別措置法第46条に基づく町民に対する予防接種を進めます。（総合保健福祉センター）

**(7) 通常の医療体制による受診**

町は、通常の医療機関受診方法に移行したことを確認した場合には、町民に周知

します。（総合保健福祉センター）

#### 4 町民の生活及び町民経済の安定の確保

##### (1) 要援護者への生活支援等の継続

町は、ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等への生活・健康状態の見守り等の生活支援を引き続き行います。（総合保健福祉センター、福祉課）

##### (2) 行政機能の平常時体制への移行

町は、町職員の勤務体制及び業務を調整し、順次、平常時の行政機能体制に移行します。（総務課、全課）

##### (3) 集客を伴う事業活動の自粛要請の解除

町は、県等による集客施設業界等への事業活動自粛の要請解除を周知します。（産業振興課）

## 【参考資料 1】

### 甲佐町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月25日

甲佐町条例第1号

#### (目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、甲佐町新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

#### (会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (庶務)

第5条 対策本部の庶務は、総合保健福祉センターにおいて処理する。

#### (雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

## 【参考資料 2】

### 甲佐町新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱（案）

平成26年2月25日

甲佐町訓令甲第2号

#### （設置）

第1条 甲佐町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年甲佐町条例第1号）に基づき甲佐町新型インフルエンザ等対策本部が設置される前後において、関係各課間の連携を図り新型インフルエンザ等対策に係る事前準備及び住民への啓発等を効率的に行うため甲佐町新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 推進会議は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 甲佐町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 複数の課に関係する事業の調整に関すること。
- (3) その他新型インフルエンザ等対策の重要事業の調整に関すること。

#### （組織）

第3条 会議の構成員は、町長、副町長、教育長及び各課等の長とする。ただし、関係課の係長の出席を求めることができるものとする。

#### （会議の招集）

第4条 会議は、必要に応じ町長が招集する。

#### （会議の運営）

第5条 会議は、町長が議長となる。

- 2 会議の庶務は、総合保健福祉センターにおいて処理する。

#### （補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この訓令は、平成26年3月1日から施行する。

### 【参考資料 3】

用語解説（※アイウエオ順）

#### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみです。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類されます。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指しています。）

#### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥のことです。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されています。

#### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来のことです。

県が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定します。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替わります。

#### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤のことです。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果があります。

#### ○ 住民接種

新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町民に対して行う臨時の予防接種のことです。

#### ○ 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。（特別措置法第2条に規定）

#### ○ 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関として政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（特別措置法第2条に規定）

#### ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされています。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的流行（パンデミック）となるおそれがあります。

#### ○ 新型インフルエンザにおける警戒フェーズ

新型インフルエンザウイルスの世界的な流行を4段階で表したものです。

##### (1) パンデミックとパンデミックの間の時期

新型インフルエンザによるパンデミックとパンデミックの間の段階

##### (2) 警戒期

新しい亜型のインフルエンザの人への感染が確認できた段階

##### (3) パンデミック期

新しい亜型のインフルエンザの人への感染が世界的に拡大した段階

##### (4) 移行期

世界的なリスクが下がり、世界的な対応の段階的な縮小や国ごとの対策の縮小等が起こりうる段階

#### ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいいます。

#### ○ 特定接種

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けている者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者に行う臨時の予防接種のことです。

#### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがあります。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされています。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されています。